

別表1 民間事業者に対し、市町が補助を行う事業(2019年10月1日から)

1 地域密着型サービス等整備助成事業

1 区 分	2 補助単価	3 単 位	4 対象経費
地域密着型サービス施設等の整備			
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	4,480千円	整備床数	地域密着型特別養護老人ホーム等の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
小規模な介護老人保健施設	56,000千円	施設数	
小規模な介護医療院	56,000千円	施設数	
小規模な養護老人ホーム	2,380千円	整備床数	
小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	4,480千円	整備床数	
都市型軽費老人ホーム	1,790千円	整備床数	
認知症高齢者グループホーム	33,600千円	施設数	
小規模多機能型居宅介護事業所	33,600千円	施設数	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	5,940千円	施設数	
看護小規模多機能型居宅介護事業所	33,600千円	施設数	
認知症対応型デイサービスセンター	11,900千円	施設数	
介護予防拠点	8,910千円	施設数	
地域包括支援センター	1,190千円	施設数	
生活支援ハウス	35,700千円	施設数	
緊急ショートステイの整備	1,190千円	整備床数	
施設内保育施設	11,900千円	施設数	
介護施設等の合築等			
第3条(1)アの事業対象施設と合築・併設	合築・併設する施設それぞれ上記の補助単価に1.05を乗じた額	上記に準ずる	
空き家を活用した整備			
認知症高齢者グループホーム 小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 認知症対応型デイサービスセンター	8,910千円	施設数	

(注1) 消防法施行令上スプリンクラー設置義務のない施設を新たに整備する場合は、本体施設の整備と併せて、スプリンクラー設備の設置を行うことを事業実施の条件とする。

(注2) 施設数単位で助成する施設等について、新規開設時に一度助成を受けている場合であっても、増床する場合には、知事が適当と認める方法により算出した額で助成を行う。

2 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

1 区 分	2 補助単価	3 単 位	4 対象経費
定員29名以下の地域密着型施設等			
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	839千円	定員数	特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床、また、介護療養型医療施設から介護老人保健施設への転換の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。
小規模な介護老人保健施設			
小規模な介護医療院		宿泊定員数	
小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
認知症高齢者グループホーム		施設数	
小規模多機能型居宅介護事業所			
看護小規模多機能型居宅介護事業所		定員数	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	14,000千円		
都市型軽費老人ホーム	420千円	定員数	
小規模な養護老人ホーム			
施設内保育施設	4,200千円	施設数	

3 定期借地権設定のための一時金支援事業

1 区 分	2 補助基準額	3 補助率	4 対象経費
【本体施設】			
定員29名以下の地域密着型施設等			
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価（路線価が定められていない地域においては、知事が適当と認める額）の2分の1	1/2	定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの（当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引き下げが行われていると認められるもの。）
小規模な介護老人保健施設			
小規模な介護医療院			
小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
認知症高齢者グループホーム			
小規模多機能型居宅介護事業所			
看護小規模多機能型居宅介護事業所			
都市型軽費老人ホーム			
小規模な養護老人ホーム			
施設内保育施設			
【合築・併設施設】			
定員29名以下の地域密着型施設等			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			
認知症対応型デイサービスセンター			
介護予防拠点			
地域包括支援センター			
生活支援ハウス			
緊急ショートステイ			

4 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

1 区 分	2 補助単価	3 単位	4 対象経費
既存の特別養護老人ホーム（定員29人以下）のユニット化改修			<p>特別養護老人ホームのユニット化等の改修（施設の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
「個室 ユニット化」改修	1,190千円	整備床数	
「多床室 ユニット化」改修	2,380千円		
特別養護老人ホーム（定員29人以下）の多床室のプライバシー保護のための改修	734千円	整備床数	

別表2 民間事業者に対し、県が補助を行う事業（2019年10月1日から）

1 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

1 区 分	2 補助単価	3 単 位	4 対象経費
定員30名以上の広域型施設等			
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	839千円	定員数	特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床、また、介護療養型医療施設から介護老人保健施設への転換の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。
介護老人保健施設			
介護医療院			
ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)			
養護老人ホーム			
訪問看護ステーション(大規模化やサテライト事業所の設置)	4,200千円	施設数	
介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換整備に必要な経費			
(介護療養型老人保健施設の介護医療院への転換整備に必要な経費を含む)			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院 ・ ケアハウス ・ 有料老人ホーム ・ 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・ 認知症高齢者グループホーム ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 生活支援ハウス ・ 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条の規定により登録されている賃貸住宅 	219千円	定員数 (転換前床数)	

2 定期借地権設定のための一時金支援事業

1 区 分	2 補助基準額	3 補助率	4 対象経費
定員30名以上の広域型施設	当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価（路線価が定められていない地域においては、知事が適当と認める額）の2分の1	1/2	定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの（当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引き下げが行われていると認められるもの。）
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室			
介護老人保健施設			
介護医療院			
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
養護老人ホーム			

3 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

1 区 分	2 補助単価	3 単位	4 対象経費
既存施設のユニット化改修			特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修（施設の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。） ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
「個室 ユニット化」改修	1,190千円	整備床数	
「多床室 ユニット化」改修	2,380千円		
ア 特別養護老人ホーム（定員30人以上）のユニット化 イ 介護老人保健施設のユニット化 ウ 介護医療院のユニット化 エ 介護療養型医療施設の改修により転換される次の施設 ・介護老人保健施設 ・ケアハウス ・特別養護老人ホーム ・介護医療院 ・認知症高齢者グループホーム			
特別養護老人ホーム（定員30人以上）の多床室のプライバシー保護のための改修	734千円	整備床数	
介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換整備 （介護療養型老人保健施設から転換して介護医療院を整備する事業についても対象とする。）			
・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス ・有料老人ホーム ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・生活支援ハウス ・高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条の規定により登録されている賃借住宅	創設 2,240千円 改築 2,770千円 改修 1,115千円	転換前床数	

別表3 市町に対し、県が補助を行う事業（2019年10月1日から）

1 地域密着型サービス等整備助成事業

1 区 分	2 補助単価	3 単 位	4 対象経費
地域密着型サービス施設等の整備			
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	4,480千円	整備床数	地域密着型特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に関する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。） ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等を認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
小規模な介護老人保健施設	56,000千円	施設数	
小規模な介護医療院	56,000千円	施設数	
小規模な養護老人ホーム	2,380千円	整備床数	
小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	4,480千円	整備床数	
都市型軽費老人ホーム	1,790千円	整備床数	
認知症高齢者グループホーム	33,600千円	施設数	
小規模多機能型居宅介護事業所	33,600千円	施設数	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	5,940千円	施設数	
看護小規模多機能型居宅介護事業所	33,600千円	施設数	
認知症対応型デイサービスセンター	11,900千円	施設数	
介護予防拠点	8,910千円	施設数	
地域包括支援センター	1,190千円	施設数	
生活支援ハウス	35,700千円	施設数	
緊急ショートステイの整備	1,190千円	整備床数	
施設内保育施設	11,900千円	施設数	
介護施設等の合築等			
第3条(3)アの事業対象施設と合築・併設	合築・併設する施設それぞれ上記の補助単価に1.05を乗じた額	上記に準ずる	
空き家を活用した整備			
認知症高齢者グループホーム 小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 認知症対応型デイサービスセンター	8,910千円	施設数	

（注1）消防法施行令上スプリンクラー設置義務のない施設を新たに整備する場合は、本体施設の整備と併せて、スプリンクラー設備の設置を行うことを事業実施の条件とする。

（注2）施設数単位で助成する施設等について、新規開設時に一度助成を受けている場合であっても、増床する場合には、知事が適当と認める方法により算出した額で助成を行う。

2 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

1 区 分	2 補助単価	3 単位	4 対象経費	
定員30名以上の広域型施設等				
特別養護老人ホーム及び併設される ショートステイ用居室	839千円	定員数	特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床、また、介護療養型医療施設から介護老人保健施設への転換の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。	
介護老人保健施設				
介護医療院				
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）				
養護老人ホーム				
訪問看護ステーション（大規模化やサテライト事業所の設置）	4,200千円	施設数		
定員29名以下の地域密着型施設等				
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	839千円	定員数		
小規模な介護老人保健施設				
小規模な介護医療院				
小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）				
認知症高齢者グループホーム				
小規模多機能型居宅介護事業所			宿泊定員数	
看護小規模多機能型居宅介護事業所				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	14,000千円	施設数		
都市型軽費老人ホーム	420千円	定員数		
小規模な養護老人ホーム				
施設内保育施設	4,200千円	施設数		
介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換整備に必要な経費（介護療養型老人保健施設から転換して介護医療院を整備する事業についても対象とする。）				
<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス ・有料老人ホーム ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・生活支援ハウス ・高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条の規定により登録されている賃貸住宅 	219千円	定員数 （転換前床数）		

3 定期借地権設定のための一時金支援事業

1 区 分	2 補助基準額	3 補助率	4 対象経費
【本体施設】			
定員30名以上の広域型施設			
特別養護老人ホーム及び併設される ショートステイ用居室	当該施設等を整備 する用地に係る国 税局長が定める路 線価（路線価が定 められていない地 域においては、知 事が適当と認める 額）の2分の1	1/2	定期借地権設定に際して 授受される一時金であっ て、借地代の前払いの性格 を有するもの（当該一時金 の授受により、定期借地権 設定期間中の全期間又は一 部の期間の地代の引き下げ が行われていると認められ るもの。）
介護老人保健施設			
介護医療院			
ケアハウス（特定施設入居者生活介護 の指定を受けるもの）			
養護老人ホーム			
定員29名以下の地域密着型施設等			
地域密着型特別養護老人ホーム及び併 設されるショートステイ用居室		1/2	
小規模な介護老人保健施設			
小規模な介護医療院			
小規模なケアハウス（特定施設入居者 生活介護の指定を受けるもの）			
認知症高齢者グループホーム			
小規模多機能型居宅介護事業所			
看護小規模多機能型居宅介護事業所			
都市型軽費老人ホーム			
小規模な養護老人ホーム			
施設内保育施設			
【合築・併設施設】			
定員29名以下の地域密着型施設等			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事 業所		1/2	
認知症対応型デイサービスセンター			
介護予防拠点			
地域包括支援センター			
生活支援ハウス			
緊急ショートステイ			

4 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

1 区 分	2 補助単価	3 単位	4 対象経費
既存施設のユニット化改修			
「個室 ユニット化」改修	1,190千円	整備床数	<p>特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修（施設の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
「多床室 ユニット化」改修	2,380千円		
<p>ア 特別養護老人ホームのユニット化</p> <p>イ 介護老人保健施設のユニット化</p> <p>ウ 介護医療院のユニット化</p> <p>エ 介護療養型医療施設の改修により転換される次の施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護老人保健施設 ・ケアハウス ・特別養護老人ホーム ・介護医療院 ・認知症高齢者グループホーム 			
特別養護老人ホーム（多床室）のプライバシー保護のための改修	734千円	整備床数	
<p>介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換整備</p> <p>（介護療養型老人保健施設から転換して介護医療院を整備する事業についても対象とする。）</p>			
<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス ・有料老人ホーム ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・生活支援ハウス ・高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条の規定により登録されている賃借住宅 	<p>創設 2,240千円</p>	転換前床数	
	<p>改築 2,770千円</p>		
	<p>改修 1,115千円</p>		

5 民有地マッチング事業

1 区 分	2 補助単価	3 単位	4 対象経費
民有地マッチング事業			
土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチング支援	5,610千円	市町	<p>民有地マッチング事業を実施するために必要な賃金、旅費、謝金、会議費、印刷製本費、備品購入費等</p>
整備候補地等の確保支援	4,590千円	市町	
地域連携コーディネーターの配置支援	4,490千円	1か所	